

事務連絡
令和5年3月13日

北海道開発局事業振興部
各地方整備局建政部
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 御中

国土交通省住宅局建築指導課

ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和4年の地方分権改革に関する提案募集」において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、沿道建築物の1階部分において、賑わい空間の創出に資するピロティの設置を促進するため、当該ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いを明確化するよう提案がなされたところです。

当該提案を踏まえ、令和4年12月20日に「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことから、ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて、下記のとおり連絡しますので、判断にあたっての参考としてください。

貴部におかれましては、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県建築行政主務部及び国土交通大臣又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

建築物の床面積の算定にあたり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティについては、床面積に算入しないものとする。

なお、ピロティが屋内的用途に供するか否かについては、想定される使用状況など、個々の計画内容に応じて適切に判断すること。

以上